

医師法 21 条の届出義務と医療事故調査制度

【質問】

医師法 21 条には、「異状死」につき医師の届出義務が規定されていますが、実務はどのように運用されているのでしょうか。

【回答】

医師法 21 条は、「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」と規定しています。これに違反すると、50 万円以下の罰金に処するとされています（同法 33 条の 2）。届出の対象となる「異状死」の定義は同条の文言から一義的に導くことはできません。同条は、もともとは、医師により異状が発見された死体について犯罪を原因とする場合が少なくないため、犯罪の発見を容易にする目的で医師に届出を義務付けたものでした。検査して異状を認めてから 24 時間以内の届出を求めたのも、時間が経過することにより犯人の逃亡の恐れや再犯の可能性が高まるため、できるだけ早期に捜査が開始できるようにしようという考えからです。そのため、医師法制定当初の同条の解釈では、犯罪による死亡とは明らかに異なる診療行為に関連した死亡事例は「異状死」には当たらないとされ、実務においてもそのような運用がなされていました。

平成 6 年、日本法医学会は、「異状死ガイドライン」において、社会生活の多様化・複雑化に伴い異状死の解釈もかなり広義でなければならないとの考えから、「病気になり診療をうけつつ、診断されているその病気で死亡することが『ふつうの死』であり、これ以外は異状死と考えられる」との見解を示しました。

これに対して、日本外科学会をはじめとする外科系 13 学会、日本内科学会、全日本病院協会など、臨床系学協会から上記ガイドラインの異状死の定義は異状死の範囲を拡大し過ぎであると批判の声があがりました。平成 13 年の外科関連 13 学会の声明「診察に関連した『異状死』について」は、「異状死とは診療行為の合併症としては合理的な説明ができない『予期しない死亡、及びその疑いのあるもの』をいうのであり、診療行為の合併症として予期される死亡は『異状死』には含まれない」としています。

両者には診療行為の合併症として予期される死亡が異状死に含まれるか否かの点で見解の相違があります。

その後、手術後の患者の点滴ラインに注射器でヘパリン加生理食塩水を注入すべきところ、誤って消毒液を注入してしまったために患者が死亡したという事案であり、担当医であった当時の病院長が異状死を認識したにも拘わらず届出を怠ったとして医師法 21 条違反に問われたという都立広尾病院事件において、この症例が「異状死」に当たるのか、医師法 21 条にいう「検査」の意義の解釈が争点の一つとなりました。最高裁は「医師法 21 条

にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当である」と判示し、この症例も「異状死」に当たるとして、担当医の有罪が確定しました（最高裁平成 16 年 4 月 13 日判決）。

この事件をうけ、厚生省（当時）は医師法 21 条の解釈について都立広尾病院事件の最高裁判決に基づくとの立場を明らかにし、「医療過誤によって死亡又は傷害が発生した場合又はその疑いがある場合には、施設長は、速やかに所轄警察署に届出を行う」との通知を出しました。

上記判決が出された年に発生した福島県立大野病院事件においても、担当医が医師法 21 条違反を問われました。この事件は、産婦人科の担当医が患者の帝王切開手術後に癒着していた胎盤をはがす処置をしている際に大量の出血が起き、出血多量で産婦が死亡したという事案ですが、福島地裁は「異状死」を法医学的にみて、普通と異なる状態で死亡していると認められる状態を意味すると解釈し、「診療を受けている当該疾病によって死亡した場合は、そもそも医師法 21 条にいう異状の要件を欠く」として、診療行為の合併症による死亡として届出をしなかった担当医に医師法 21 条違反はないと判断しました（福島地裁平成 20 年 9 月 17 日判決）。

このように異状死の定義につき、学会、公的機関で見解が必ずしも統一できてはいない状況の中、医療事故調査制度関連法案が第 186 通常国会（平成 26 年 1 月 24 日招集）に提出される予定です。同法案は、医療法 21 条の医師の届出義務の規定は残しつつも、診療に関連した予期せぬ死亡事故について、医療機関が民間の第三者機関に届け出る制度を創設するものです。診療に関連した予期せぬ死亡事故について、調査はまず院内で実施し、その調査に基づいて遺族に説明をすることとし、遺族がその説明に納得しない場合などは第三者機関が直接調査することとしています。第三者機関は事故の再発防止を目的とするため、調査結果に基づいて警察に通報することはしません。同法案には、制定後の調査状況を踏まえ、公布から 2 年以内に医師法 21 条の見直しを検討するとの附則が設けられています。医療事故の原因究明と再発防止という見地から効果的な第三者機関の設置が期待されます。